

# 税務 相談室



北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

## 課税しない経済的利益と報酬の所得区分

### 質問1

当病院では、創立20周年に当たり、永年勤続者に対して次のように記念品を贈呈しましたが、給与等として課税するのでしょうか。

- ・使用人A 勤続年数5年 購入価格10万円の品
- ・使用人B 勤続年数10年 購入価格25万円の品
- ・使用人C 勤続年数20年 購入価格50万円の品

### 回答

勤続期間および社会通念に照らし多額と認められる場合は給与等として課税されます。

使用者が永年勤続した役員または使用人の表彰に当たり、その記念として旅行、観劇等に招待し、また記念品（現物に代えて支給する金銭は含みません）を支給することにより、その役員または使用人が受ける利益は、雇用関係を前提として支給される限り、給与所得と考えるべきですが、次のいずれの要件にも該当するものについては、課税しなくてもよいこととされています<sup>注</sup>。なお、現金支給の場合はすべて給与等として課税されます。

- (1) その利益の額が、その役員または使用人の勤続期間等に照らし、社会通念上相当と認められること。
- (2) その表彰が、おおむね10年以上の勤続年数の者を対象とし、かつ、2回以上の表彰を受けるものについては、おおむね5年以上の間隔をおいて行われるものであること。

したがって、ご質問の場合、使用人Aは、勤続年数の条件を満たしていないので給与になります。使用人BとCは金額が社会通念上相当と認められる可能性は低いと思われるが、社会通念上相当か否かの基準は明確ではなく病院の規模等を考慮したケースバイケースの認定ということになると考えられます。

したがって、内部規定を整備し、妥当な金額であることの根拠を説明できるようにしておく必要があります。

注) 所得税基本通達36-21（課税しない経済的利益、永年勤続者の記念品等）

### 質問2

当診療所では、医師が足りないため、次のように医師を委嘱し、報酬を支払っています。次の場合の報酬の所得区分を教えてください。

- (1) 大学病院の医局から派遣を受けた甲医師に毎週、月・木の2回きてもらい、この報酬をまとめて月1回ずつ支払っています。
- (2) 他病院に勤務している乙医師には、忙しい時や甲医師が休んだ時にきてもらい、その都度謝礼を支払っています。
- (3) 友人の丙開業医にも、手術に手が足りない時に手伝ってもらいその都度、謝礼を支払っています。

### 回答

診療所や病院では、大学や他病院に勤務する医師または開業医で診療に余裕のある医師等に診療を委嘱している例が多いようです。

このような場合に、事業主がその委嘱した医師に支払う報酬については、次のように所得が区分されます。

- (1) 大学病院の医局のあっせんにより派遣された医師に対して支払う報酬は、給与所得とされます。
- (2) 医師が、自らの診療所等において行う診療ではなく、あらかじめ診療の場所・日時・報酬が認められている場合には、雇用契約としての性格を有していますから給与所得とされます。
- (3) 医師が、特定の手術を依頼された場合のように、請負契約としての性格が強い場合には事業所得（開業医の場合）または雑所得（勤務医の場合）とされます。